

「新しい資本主義」で期待されるデジタル社会の実現

ーセキュリティトークンの活用で期待される資金調達手段の多様化ー

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

藁品 和寿

(キーワード) 新しい資本主義、デジタル社会、デジタルトランスフォーメーション、
金融 DXセキュリティトークン、ST、ブロックチェーン、代替性トークン

(視 点)

2022年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～(以下、「実行計画」という。)」では、新しい資本主義に向けた重点投資項目の一つとして、デジタルトランスフォーメーション(DX)が挙げられている。また、地方圏にも広がる分散型のデジタル社会の実現に向けて、信頼性を確保したインターネットの推進とともに、ブロックチェーン上でのデジタル資産の普及・拡大等、新たな価値を創出する動きへの期待が示されている。

そこで本稿では、実行計画の中で期待される資金調達手段の一つとして示されたセキュリティトークン(以下「ST」という。)に焦点をあてて解説した上で、当該事業に挑戦するHash Dash Holdings(株)の事例を紹介する。

(要 旨)

- 実行計画を総括すると、変革に向けた実行計画を貫く大きな柱は、「二兎を追う」と「一極集中から多極集中へ」の2つに集約されるといえよう。そして、これらの2つの柱を支えるものとして、最先端のデジタル技術への期待が大きく示されている。
- デジタル証券と言い換えられるSTは、2020年5月1日に施行された改正金融商品取引法の第2条1項(電子記録移転有価証券表示権利等)および第2条2項(電子記録移転権利)で明確に定められ、資金決済法上の「暗号資産とは別物」と位置付けられた。
- Hash Dash Holdings(株)は、STを活用した不動産投資商品の開発に力を入れている。当面、STを活用した不動産投資商品のラインナップ拡充に努めていくことで、投資商品としてのSTの認知度を向上させたい意向を強く持っている。将来は、投資対象を広げていくとともに、SDGs支援にも貢献できる等の社会的意義を重視した投資商品の開発により一層努めていきたいとしている。
- STビジネスを巡る実証実験等を通じて、大手金融グループが構築しているSTの発行プラットフォームをそれぞれ連携できるようにするデータの標準化やルールの策定、STの二次流通市場の形成等への期待が高まっている。企業にとっては、資金調達手段の多様化につながり、投資家にとっては、新たな投資機会の獲得につながる事が期待されている。

はじめに

2022年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～^(注1) (以下、「実行計画」という。)」では、「デジタル田園都市国家構想^(注2)」のとおり、地方圏にも広がる分散型のデジタル社会の実現に向けて必要な環境整備を図るという政府の姿勢が示されている。特に、「V. 2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ」では、以下の4つが明記されている。

- ① インターネットにおける新たな信頼の枠組みの構築
- ② ブロックチェーン技術を基盤とする NFT（非代替性トークン）の利用等の Web3.0 の推進に向けた環境整備
- ③ メタバースも含めたコンテンツの利用拡大
- ④ Fintech の推進

また、分散型のデジタル社会の実現に向けて、信頼性を確保したインターネットの推進とともに、ブロックチェーン上でのデジタル資産の普及・拡大等、新たな価値を創出する動きへの期待が示されている。

さらに、2018年9月7日に、経済産業省の「デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会」から公表された中間とりまとめ「DX レポート ～IT システム「2025年の崖」克服と DX の本格的な展開～^(注3)」をきっかけに、デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）はビジネスバズワードとなりつつある^(注4)。こうした中で、「金融 DX」への期待も高い。

そこで本稿では、上記「④ Fintech の推進」において、期待される資金調達手段の一つとして示された、デジタル証券と言い換えられるセキュリティトークン（以下「ST」という。）に焦点をあてて解説した上で、当該事業に挑戦する Hash DasH Holdings（株）の事例を紹介したい。

1. 「新しい資本主義」で期待されるデジタル社会の実現

実行計画の冒頭では、新自由主義^(注5)が、世界経済を大きく成長させた一方で、経済的格差の拡大、気候変動問題の深刻化、過度な海外依存による経済安全保障リスクの増大、人口集中による都市問題の顕在化、市場の失敗等による多くの弊害を生んだことが指摘されている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻が引き合いに出され、

(注)1. 詳細は、内閣官房ホームページ (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html) を参照
2. デジタル田園都市国家構想基本方針は、岸田文雄政権が標榜する「新しい資本主義」の重要な柱の一つであり、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すことを表明したものである。
3. 経済産業省ホームページ (https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_transformation/20180907_report.html) を参照
4. 2021年9月1日に、DXを推進するため、デジタル庁が発足している。
5. 1980年代から2000年代にかけて、市場や競争に任せればうまくいくという、世界経済が成長する原動力の役割を果たした考え方のこと。

「我々日本も、変革を迫られている」と表現している。

こうした問題意識の下で導き出されたのが「新しい資本主義^(注6)」である。この「新しい資本主義」を貫く基本的な思想として、「①「市場も国家も」、「官も民も」によって課題を解決すること、②課題解決を通じて新たな市場を創る、すなわち社会的課題解決と経済成長の二兎を実現すること、③国民の暮らしを改善し、課題解決を通じて一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現すること」を挙げている。経済安全保障では、「外交・防衛のみならず、持続可能で包摂性のある国民生活における安全・安心の確保を図る」としている。「～も～も」という表現に代表されるとおり、「二兎を追う」方針が示されているといえる。

また、「…成長の果実が、地方や取引先に適切に分配されていない、…」、「新しい資本主義の象徴は地方・地域である。」等と表現されているとおり、「一極集中から多極集中への転換」を図る方針が示されているともいえる。

これらを総括すると、変革に向けた実行計画を貫く大きな柱は、「二兎を追う」と「一極集中から多極集中へ」の2つに集約されるといえよう。

この二本柱を支えるものとして、最先端のデジタル技術を活用することへの期待が大きく示されており、地方圏にも広がる分散型のデジタル社会の実現に向けて必要な環境整備を図るといふ政府の姿勢が示されている。そのうち、ブロックチェーン上のデジタル資産の普及・拡大の観点からは、「V. 2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ」において、以下が明記されている。

(4) Fintechの推進

事業者のセキュリティトークン(トークンという形でデジタル化された証券:デジタル証券)での資金調達機会を拡大させ、個人投資家を含めた幅広い投資家層に投資機会を提供し資産形成を促す。現在、セキュリティトークンのセカンダリー取引は、証券会社との店頭取引に限られているが、私設取引システムにおいてもセキュリティトークンを取り扱うことができるよう、速やかに制度整備を行う。

暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産を新たに追加する際、認定自主規制団体の事前審査に長期間を要している。利用者保護に配慮しつつ、審査基準の緩和を行う。

ブロックチェーン上で発行されるデジタルなアイテムやコンテンツ等のうち、同種のものが複数存在する場合、それが暗号資産に該当するかが不明確である。決済手段としての経済機能を有するか否か等を念頭に、解釈指針を示す。

そこで以下2では、デジタル証券と言い換えられ、資金調達手段として関心の高まるSTに焦点をあてて解説をする。

(注)6. 資本主義を超える制度は資本主義でしかあり得ないという考えが示され、「新しい資本主義は、もちろん資本主義である」と表現している。

2. 資金調達手段として期待されるセキュリティトークン（ST）の活用

(1) STとは

大久保（2021）および村松（2021）は、STについて、「セキュリティ」と「トークン」に分解して説明している。「セキュリティ」は、株や債券等の「証券」である。また、「トークン」は、定まった意味がないが、分かりやすく一言でいうと「価値や権利を表象する電子的な記録」である。このため、STは、「デジタル証券」と言い換えられている。なお、STを用いた資金調達は、STO（Security Token Offering）と呼ばれている。

STが注目されたきっかけは、2020年5月1日における改正金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行である。同法では、暗号資産に関する規制強化とともに、電子記録移転有価証券表示権利等（同法第2条1項）および電子記録移転権利（同法第2条2項）が規定された。前者は、株券や国債、地方債、社債等の有価証券として発行されたSTであり、後者は、信託の受益権や集団投資スキーム持ち分^(注7)等の形態で発行されたSTである。このように、STは、金商法上で明確に定められ、資金決済法上の「暗号資産とは別物」と位置付けられた。

（一社）日本セキュリティトークン協会^(注8)は、STを図表1のとおり、定義している。「一般的なST」の定義は、金商法上で定義されたSTに、不動産小口化商品をトークン化したものを加えたものである。また、「広義のST」の定義は、一般的なSTの定義に、ゴルフ会員権やウイスキーの所有権等のさまざまな権利をトークン化したものを加えたものとなっている。

図表1 セキュリティトークンの定義

| セキュリティトークン(ST)の分類 | 例示 | 定義 | | |
|------------------------------|---|---------|--------|-------|
| トークン化された有価証券表示権利 | 株式や社債等の一項有価証券がトークン化されたもの | 金商法上のST | 一般的なST | 広義のST |
| 電子記録移転権利 | 集団投資スキーム等の二項有価証券がトークン化されたもの | | | |
| 内閣府令により、電子記録移転権利から除外されるもの | | | | |
| 不動産特定共同事業法に基づく出資持分をトークン化したもの | 不動産小口化商品がトークン化されたもの | | | |
| 上記以外のアセットの権利をトークン化したもの | 会員権、金銭債権、利用権、ウイスキー・ゴールドなどの権利がトークン化されたもの | | | |

（出所）（一社）日本セキュリティトークン協会ホームページ

（注）7. 金商法では、「事業から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利」と規定されている。

8. 当協会は、「セキュリティトークンの技術、制度、ビジネスに関して、調査、研究、普及・啓発活動等を通じて、セキュリティトークンの品質向上を図り、セキュリティトークンを用いたエコシステムの健全性の確保に努めるとともに、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上に寄与し、日本経済の健全な発展に貢献することを目的」に設立された (<https://securitytoken.or.jp/>)。

なお、STは、その発行、管理をブロックチェーン上で行うが、実行計画の「V.2. (2) ブロックチェーン技術を基盤とするNFT(非代替性トークン)の利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備」にあるNFTとは異なり、代替性がある(図表2)。すなわち、STには、同じ価値を持ち、同一のものと認識されるトークンが複数存在する^(注9)。

図表2 「代替性」とは

| | 代替性 | 非代替性 |
|--------------|------------------------------|---------------------------------|
| 利用対象 | 暗号通貨、セキュリティトークン等 (数量的なもの) | ゲーム、アート、スポーツ、不動産、会員権等 (1点もの) |
| 改ざんやコピーへの不安等 | あり | なし |
| データ所有者の特定 | 不可 | 可 |
| 製作者の特定 | 難 | 易 |
| 分割 | 可 | 不可 |
| トークン規格 | ERC20注 | ERC721 |

(注) ERCとは「Ethereum Request for Comments」の略で、スマートコントラクトの規格のこと。なお、イーサリアム(ETH)のブロックチェーンを元に発行されたトークンをERCトークンという。
(備考) 各種参考文献を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(2) STの活用に向けて

日本総合研究所(2021)によると、STを事業化した事例として、(株)LIFULLとSecuritize Japanが提供する不動産特定共同事業者向けSTOプラットフォームにより、(株)エンジョイワークスが運営する「葉山の古民家宿づくりファンド」を、一般投資家向けの不動産STOとして実施した取組みが挙げられる^(注10)。なお、本取組みは、金商法上のデジタル証券ではなく、不動産特定共同事業法上のSTの活用事例となる。

実証実験として、(株)三井住友フィナンシャルグループとSBIグループ等^(注11)は、2022年4月28日に認可を得た私設取引所の運営会社「大阪デジタルエクスチェンジ(ODX)」において、2023年を目途に、STを取り扱う方針を示している^(注12)。また、三菱UFJ信託銀行が2019年11月に設立した「ST研究コンソーシアム」の第2期ワーキング・グループ(2021年10月6日発足)は、2023年度を目処に、大阪デジタルエクスチェンジと三菱UFJ信託銀行(株)が開発、提供するデジタル証券の発行・管理プラットフォームである「Progmata(プログマ)^(注13)」を活用したSTの二次流通市場の形成を目指す方針を示している^(注14)。

こうした実証実験等を通じて、大手金融グループが構築しているSTの発行プラットフォームをそれぞれ連携できるようにするデータの標準化やルール策定の策定、STの二次流通市場の形成等への期待が高まっている。

(注)9. 例えば、同じ1万円札であれば、シリアルナンバーが異なっても、同一の価値を持ち交換できるということ。

10. (株)LIFULLが2020年10月20日に公表したニュースリリース(<https://lifull.com/news/18693/>)を参照

11. 出資比率は、SBI PTSホールディングス(株)が70%、(株)三井住友フィナンシャルグループが20%、野村ホールディングス(株)が5%、(株)大和証券グループ本社が5%である。

12. (株)三井住友フィナンシャルグループホームページ(https://www.smbc.co.jp/news/pdf/j20220606_01.pdf)を参照

13. 三菱UFJ信託銀行(株)ホームページ(<https://www.tr.mufg.jp/progmata/>)を参照

14. 詳細はSBIホールディングスホームページ(https://www.sbigroup.co.jp/news/pr/2021/1006_12685.html)および三菱UFJ信託銀行(株)ホームページ(<https://www.tr.mufg.jp/sustainability/efforts04.html>)を参照

3. Hash DasH Holdings(株)の挑戦

ここまで、実行計画の内容を概観するとともに、資金調達手段の一つであるSTについて簡単に解説した。

以下3では、ST事業の展開に挑戦するHash DasH Holdings(株)の事例を紹介する。

取材にあたっては、同社の三好美佐子取締役(図表3)に、貴重なお時間をいただいた。この場をお借りしてお礼申し上げたい。なお、三好取締役は、東海東京証券、インベスコ、プルデンシャル、ソシエテジェネラルでマーケティング、カスタマーサービス、商品開発等を経験した。その後、ユナイテッドワールド証券でのBtoBビジネス構築や大手銀行でのダイレクトマーケティング等に関わり、OneTapBUY(現PayPay証券)および同社の創業に関わってきた経歴を持つ。

図表3 取材に応じていただいた三好取締役



(備考) 同社提供

(1) 同社の概要

同社は、Hash DasH(株)(金融商品取引業)および(株)CRUDIST(システム開発)の子会社2社を傘下に持つ金融持ち株会社である。社員数は約50名であり、Hash DasH(株)は、STのみを取り扱うわが国唯一の証券会社である。

同社は、スマートフィナンシャル(株)(資本金5,000万円)を買収し、2020年1月22日に、社名を、現在のHash DasH(株)に変更したうえで、第一種金融商品取引業者の登録を行った。

2022年4月8日には、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の国際規格「ISO/IEC 27001」の認証^(注15)を約半年間かけて取得した。なお、この取得により、自社開発しているSTのプラットフォーム「Hash DasH Chain」^(注16)がグローバル水準で安全性と信頼性を確保できていることの証しにするとともに、経済産業省の「新事業特例制度」^(注17)に申請する準備も整えることができた。

(注) 15. 情報セキュリティマネジメントの方針や実施方法が具体的に定まっていて、日常業務の中で運用されている証明となる認証。詳細は、情報マネジメントシステム認証センターホームページ (<https://isms.jp/>) を参照

16. Hash DasH(株)を管理者とする「プライベート型」である。

17. 企業における個々の事業内容に即した規制改革を進めていくことを目的に創設された制度。詳細は、経済産業省ホームページ (https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyoushou/shinjigyo-kaitakuseidosuishin/) を参照

(2) STを駆使した「地方創生」への取組み

現在、当社は、STを活用した不動産投資商品の開発に力を入れている。

2022年2月25日に、国内最大級の不動産情報サイト「LIFULL HOME'S」を運営する(株)LIFULLと資本・業務提携をした。STは、不動産情報サービス事業者であるLIFULLにとって、「出口戦略(運用後の物件処分)」の選択肢の一つとして関心が高い。

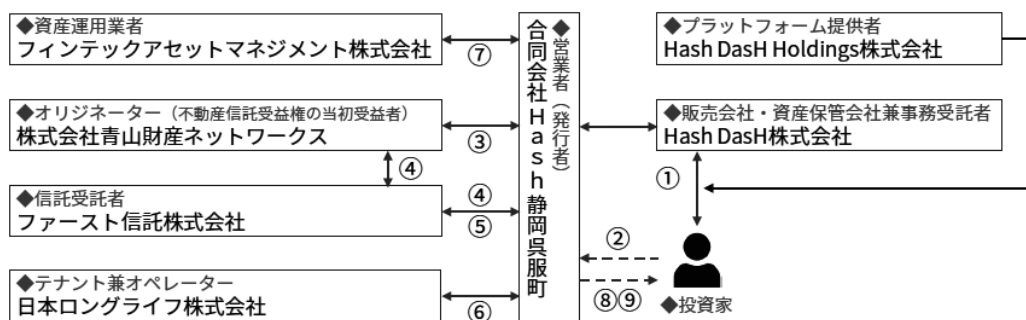
図表4 投資対象物件



(備考) 同社提供

こうした中、同社の主要株主の一社である(株)青山財産ネットワークス^(注18)からの提案で、静岡市呉服町にある「札の辻クロス^(注19)」(図表4)を投資対象とした「毎月分配|家賃収入ファンド・静岡呉服町」を、金融庁による変更登録手続きを含めて約2年かけて組成し、2022年7月29日に公表した(図表5)。契約手続きはインターネットで完結し、申込み単位は1口以上1口単位で1口10万円と小口であり、募集(発行)総額は29億2,000万円である。

図表5 本商品のスキーム(概要)



- ① 本匿名組合出資持分の取引はHash Dash株式会社の親会社であるHash Dash Holdings株式会社が提供するプラットフォーム「Hash Dash Chain」においてのみ行われ、Hash Dash株式会社を介してのみ本匿名組合出資持分の権利の発行又は譲渡取引が行われます。
- ② 投資者の皆様は、営業者である合同会社Hash 静岡呉服町と匿名組合契約を締結し、当該営業者に対して匿名組合出資を行います。
- ③ 営業者は、投資者の皆様が出資した匿名組合出資金を原資として、投資対象である不動産信託受益権の取得を行います。
- ④ 不動産信託受益権の取得にあたっては、オリジネーターである株式会社青山財産ネットワークスを委託者兼当初受益者、ファースト信託株式会社を受託者として不動産管理処分信託が設定され、当該信託受益権が営業者に譲渡されることにより行われます。
- ⑤ ファースト信託株式会社と営業者との間でマスターリース契約が設定されます。
- ⑥ 営業者と日本ロングライフ株式会社との間で、従来の契約条件を踏襲して建物賃貸借契約(サブリース契約)が締結されます。
- ⑦ 取得資産の運用を行うにあたっては、営業者と資産運用会社であるフィンテックアセットマネジメント株式会社との間で投資一任契約を締結し、その資産に関する運用権限の全てを同社に委託します。
- ⑧ 不動産からの賃料収入を原資として、投資者の皆様は原則毎月、分配金の支払いを行います。
- ⑨ 営業者が最終的に不動産信託受益権を売却した場合は、その売却代金を原資として投資者の皆様に出資金の返還を行います。
※元本の償還(出資金の返還)及び分配の支払いは保証されているものではありません。

(備考) 同社提供

(注)19. 静岡市の中心街「おまち」に位置する再開発ビル。JR 静岡駅から徒歩約10分で、呉服町通りのランドマーク的な存在

当該ファンドは、静岡市が独自に推進するCCRC^(注20)構想(Continuing Care Retirement Community)とニーズが合致している。そのため、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」および目標11「住み続けられるまちづくり」の趣旨に沿うものとなっている。すなわち、小口化等の資産運用としてのメリット(投資家は少額で優良な不動産物件に投資できる等)に加えて、SDGs支援にも貢献できる商品設計となっている。

金融商品取引法下のST(=デジタル証券)を活用した資金調達として、当該ファンドは、国内で8番目の事例となる。なお、2022年7月末現在、デジタル証券での資金調達市場規模は、約100億円と言われる。ただし、STの分配金や売却・償却にかかる税金等のルールが明文化されていない等、STを巡る法制度は確立しておらず、「黎明期」にあると言えよう。

(3) STを駆使した今後の挑戦

当社としては、当面、STを活用した不動産投資商品のラインナップ拡充に努めていくことで、投資商品としてのSTの認知度を向上させたい意向を強く持っている。

将来は、ブランド牛を含む畜産物やダイヤモンドに代表される貴金属等に投資対象を広げていく。また、上述したファンドのとおり、SDGs支援にも貢献できる等の社会的意義を重視した投資商品の開発により一層努めていきたい。

そのほか、現在、国内外で「脱炭素」が注目される中、地域金融機関から、二酸化炭素排出権取引^(注21)でのSTの活用について相談を受けていることから、「脱炭素」に対しても積極的に対応していきたいと考えている。

4. セキュリティトークン(ST)の活用で期待される資金調達手段の多様化

上記3で紹介したHash DasH Holdings(株)は、ST業界が「黎明期」にある中、STの取扱いのみに特化して、その認知度の向上に努めている。また、STは、商品設計次第ではSDGsや地方創生に貢献できる等、社会的意義の高い投資対象に馴染む。さらに、小口化が可能であるため、個人投資家にとって、少額で優良な不動産物件に投資できるとともに、相続や譲渡、贈与にも適した投資商品といえよう。

今後、税制を含めてルールが明文化されれば、STは、さまざまな分野で、投資商品として広がりを期待できよう。

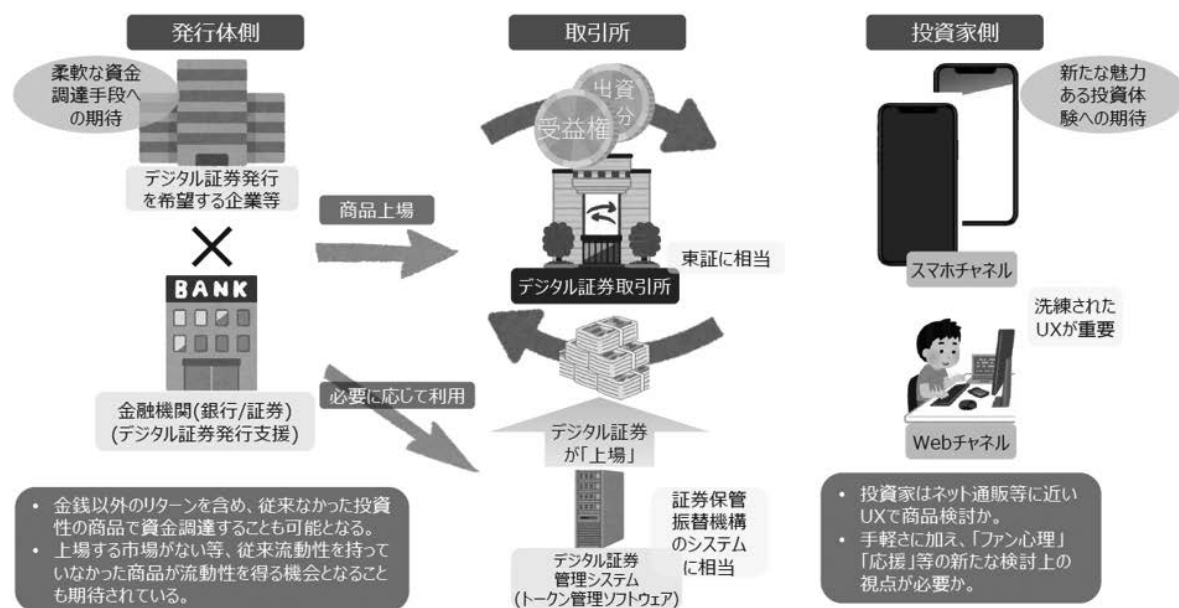
また、2(2)で述べた実証実験等で明らかになった課題が解消され、STの普及が進んでいけ

(注)20. 医療や介護が必要になってもケアを受けながら生涯にわたって住み続けられる高齢者コミュニティのこと。

21. 個別の企業や国に対して温室効果ガスの排出枠(排出を許される量)を割り当て、各企業・国はその排出枠を超えないように、排出する二酸化炭素量を抑える必要がある。割り当てられた排出量を超えそうな企業や事業所は、別の企業・事業所から排出枠の取引(トレード)を行える仕組み。

ば、日本総合研究所（2021）が示している、証券保管振替機構とは別のシステムで発行、管理されるSTビジネスが構築されるのではないだろうか（図表6）。企業（発行体）にとっては資金調達手段の多様化につながり、投資家にとっては新たな投資機会の獲得につながることを期待されよう。

図表6 セキュリティトークンビジネスの全体像



(出所) 日本総合研究所（2021） p.3

〈参考文献〉

- ・ 内閣官房（2022年6月7日）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～人・技術・スタートアップへの投資の実現～」
- ・ 株式会社日本総合研究所 先端技術ラボ（2021年6月1日）「セキュリティトークンの概説と動向」
- ・ 大久保潤（2021年3月16日）「(前編) 新しい資金調達/投資の仕組みセキュリティ(証券) トークンって何!？」株式会社NTTデータ
- ・ 村松健（2021年6月22日）「金融機関から見るSTO (Security Token Offerng) の現状と課題」The Finance

地域・中小企業関連経済金融日誌(2023年1月)

- 4日 ○ 東北財務局および日本銀行、令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れにかかる災害等に対する金融上の措置（山形県）について要請
- 11日 ○ 日本銀行、「生活意識に関するアンケート調査」(第92回<2022年12月調査>)の結果を公表
- 12日 ● 日本銀行、地域経済報告—さくらレポート—（2023年1月）を公表 資料1
 - 金融庁、NISA口座の利用状況調査（2022年9月末時点）を公表
- 18日 ○ 日本銀行、「系統中央機関の会員である金融機関による気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に関する特則」の制定について公表
- 19日 ○ 金融庁、一般社団法人全国銀行協会による「スタートアップ支援に関する申し合わせ」の公表について紹介
- 20日 ○ 金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針等を公表した金融事業者リスト（令和4年10月末時点）^(注)を公表
(注) 2022年6月末時点のリスト(10月7日追加分を含む)に掲載された21信用金庫に加えてアイオー、きのくに、湘南、徳島、飯能、広島、宮城第一の7信用金庫を掲載
- 25日 ○ 中国財務局および日本銀行、令和5年1月24日からの大雪による災害等に対する金融上の措置（鳥取県）について要請
 - 経済産業省、令和5年1月24日からの大雪による災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策^(注)を実施
(注) 特別相談窓口の設置、セーフティネット保証4号の適用、既往債務の返済条件緩和等の対応など
 - 中小企業庁、令和元年度補正予算中小企業生産性革命推進事業「共同・協業販路開拓支援補助金（第6回公募）」の採択事業者を決定^(注)
(注) 展示会・商談会型で興能、長野、しまなみ、佐賀、天草の5信用金庫を含む29件に決定
- 27日 ○ 経済産業省、消費税の転嫁状況に関するサンプル調査の結果を公表
- 31日 ● 金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正 資料2
 - 金融庁、「記述情報の開示の好事例集2022」を公表(サステナビリティ情報等に関する開示) 資料3
 - 金融庁、株式会社百十四銀行の産業競争力強化法に基づく事業適応計画を認定
(事業適応の実施時期：2023年2月～2027年3月)
 - 金融庁、株式会社肥後銀行の産業競争力強化法に基づく事業適応計画を認定
(事業適応の実施時期：2023年2月～2027年3月)

※「地域・中小企業関連経済金融日誌」は、官庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。
 「●」表示の項目については、解説資料を掲載している。

(資料1)

日本銀行、地域経済報告－さくらレポート－（2023年1月）を公表（1月12日）

「I (1) 各地域の景気の総括判断」には、「各地域の景気の総括判断をみると、資源高の影響などを受けつつも、供給制約の影響が和らぎ、感染抑制と経済活動の両立も進むもとで、多くの地域で『持ち直している』、『緩やかに持ち直している』などとしている。」と記されている。地域別に前回（2022年10月）と比較すると、判断を引き上げた北陸、関東甲信越、近畿、九州・沖縄を除く5地域（北海道、東北、東海、中国、四国）で判断を据え置いた。

(<https://www.boj.or.jp/research/brp/rer/rer230112.htm>参照)

(資料2)

金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正（1月31日）

主な改正内容の項目は以下のとおり。

1. サステナビリティに関する企業の取組みの開示
 - (1) サステナビリティ全般に関する開示
 - (2) 人的資本、多様性に関する開示
 - (3) サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組み
2. コーポレートガバナンスに関する開示
3. その他

本改正に係る内閣府令は、1月31日に公布・施行。

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html>参照)

(資料3)

金融庁、「記述情報の開示の好事例集2022」を公表（サステナビリティ情報等に関する開示）（1月31日）

内容の構成は以下のとおり。

はじめに ～ 「記述情報の開示の好事例集」の構成・使い方 ～

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報に関する開示例
 1. 「環境（気候変動関連等）」の開示例
 2. 「社会（人的資本、多様性等）」の開示例
- 有価証券報告書の事業の状況に関する開示例
 3. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例
 4. 「事業等のリスク」の開示例
 5. 「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」の開示例

(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230131/00.html>参照)